ケーススタディ経済法

大久保直樹 = 伊永大輔 = 滝澤紗矢子 編著

2015 年 4 日登志 / 324 頁 / 木休 2600 円 + 科





■本書は、法学部生にも司法試験受験生にも使える経済法の本です。欲張りすぎで、使いにく 担当者」いんじゃないの? なんて思わないで下さい。そのために色々な工夫を施してあるのです。 まず、経済法の基礎を学びたい方は、本書を最初から読んでみて下さい。経済法で問題にな

るテーマごとに、その取引が行われる背景やそれを規制する必要性など、一般の教科書ではイメージし にくいものが、事例を使って具体的に説明されています。使われている事例は、第一線で活躍されてい る弁護士の執筆者も含めて、執筆者全員で議論を重ねたもので、取引社会の現実を理解するのに適切な ものばかりです。そのほかにも解説には読み進める上での工夫を施してありますが、詳しくは本書巻頭 の「本書の使い方」をご覧下さい。

次に、司法試験受験生の皆さんは、巻末に収録した問題編を解いてから、解説を読んで下さい。各設 問解説の最後には出題意図が出ているので、答案を作るポイントをつかめるはずです。このように様々 な使い方のできる本書を是非一度、手にとってみて下さい!(山宮)

Point!



参考書としても, 演習書としても使えるハイブリッド教材!

● 企業結合規制:株式取得 行為要件:株式取得 3 結合関係:意思決定の連動・一元(4 弊害要件:「一定の取引分野」の画定 4 評古級計・「一定の取りのが」 5 弊吉要件: 競争の実質的制限 6 弊吉要件: 正当化事由 7 問題解消措置 A 社とB 社は、古くから日本国内で航空旅客運送事業を営む航空会社である。 本社と、EXの日本部で、原生で、EXの日本語で、EX 業基盤の強化が必要となった。そこで、A社はB社の過半数議決権を取得して子 会社化し、経営を立て直すことを計画している。 企業結合は、なぜ行われるのだろうか。 企業結合は独占禁止法上どの条文で規制されるのだろうか。 本件に関する独占禁止法上の問題は何条に基づいて検討することになるか。 本件におけるB社は、経常赤字が続いているという。需要が落ち込んで地 方路線を中心に不採算路線が増加したことなども背景にあるのだろうか。経常 赤字が続けば、事業者は、新たな航空機を導入することが難しくなって古い機 体のまま選行せざるをえなくなるし、コストを削減するため種々のサービスを 低下させることを余儀なくされる。そうしたら、一層顧客離れが進むかもしれない。しかし、このままB社が倒産してしまうと、ただでさえ便数の少ない 地方路線などは困るという声が上がるだろう。保有している航空機体等諸設備

ることとしている(企業結合ガイドライン第6の1)。具体例として、楽制力のあ る競争単位が市場から減少する場合には、代替的に牽制力ある競争単位を維 持・創出する事業譲渡等構造的措置が、差別的取扱いを行うインセンティブが 生ずるなどして下流市場で排除効果が生ずるおそれのある場合には、非差別取 引を約する行動的措置が、情報入手が競争停止や排除効果の原因となりうる場 合には、情報遮断措置が考えられる。近時、こうした問題解消措置の実行を確 保するために外部の専門家によって構成される受託者制度が活用される例もみ られる(平成24年度企業結合事例4)。

本件においてはまず、検討対象市場における楽制力を強化する措置が考えら れよう。何えば競争者である新規3社の牽制力を増すための構造的措置として 混雑空港において当事会社が有する発着枠の自主的返上(と新規参入事業者への 優先的再配分) が挙げられる。また、同じ目的を達するための行動的措置とし 業者への提供、新規参入事業者の機体整備等の積極的な受託等がありうる。ま た、需要者たる消費者の牽制力を増すため、国交省に値上げを届け出る場合に は、特定の消費者団体等に諮問する制度を設けることも考えられる(平成24年 度企業結合事例10)。ほかに、本件企業結合により生ずる利益を需要者に設元す るため、現在よりも運賃を引き下げ、少なくとも向こう3年間は引き上げない ことや路線網の技術を確約することも正当化事由を補強する行動的措置として 有効と考えられる(平成13年度企業結合事例10)。

ı

ī

本間は、国内航空旅客運送事業を営む航空会社である A 社が、同じ事 業を営んでおり経営不振に苦しむB社の過半数議決権を取得するという ものである。

とから、適切な条文を選択し、行為要件のあてはめを行う必要がある。本 件においてこの点は易しいであろう。

次に、結合関係(因果関係)について解答できることが望ましい。本件